

自 2025年4月 1日
至 2026年3月 31日

令和7年度 事業計画書

はじめに

62年続いた当財団の「教室運営事業」が令和6年度をもって終了した。保護者からの存続要望が強かったが、応募者数に対して教員の数が足りないという原因のため、教室の終了は苦渋の決断だった。

そして迎えた令和7年度。この間、私たちは現在の人的・物的資源でどのようにして社会に貢献すべきかを模索してきた。しかし、確定にはまだ時間がかかりそうである。そこで、現時点で出来ること・出来そうなことを取りまとめ当年度の「事業計画」を策定した。

令和7年度 事業計画一覧

【1】前年度より継続する事業

（1）相談・助言事業（継1：公益目的支出事業）

クラス担任の雇用はできなかったが、長年担当してきた職員のほか、今回新たに長年クラス担任をしてきた職員が今までの経験を生かして相談・助言に加わることができた。

（2）逞しい心と体を育てる事業（他2）

事業開始に向けて前年度より事業準備を続けてきた「ホースセラピー」は、収入源が明確化すればすぐ具体的な求人に着手できるよう、調査を進める。

【2】令和7年度からの新規事業

（1）資産を生かして事業の安定化を図る事業

- ①建物賃貸事業 当財団の土地と建物を生かし、賃貸をすることによって上記2つの事業を安定的に運営できるようにする。
- ②投資事業 当財団の現金預金を生かして、国債などを運用し、その収益をもって上記2つの事業を安定的に運営できるようにする。

（2）特定寄付（学校法人への特定寄付）

当財団の公益目的支出残額を期限までの年数で割ると年510万円となる。公益目的支出事業の相談助言事業でその額に満たなかった場合、学校への寄付を公益目的支出としての認可されるようにする。

【1】相談・助言事業（解決方法を研究し、成果をより多くの人に）

（1）育児に関する相談と助言 継2 公益目的支出事業

【内容】面談または電話・メール・Zoomなどにより育児に関する相談を保護者等から受ける。

【意義】核家族化して保護者が自分の親にすぐに相談できない、都市化が進み、高層集合住宅が増え近所の人に相談できないなど、相談しにくい環境の中、気軽に相談できる場を提供することは意義があると考えます。今年度からはクラス担任として子どもの教育に長年関わってきた者が助言者として加わるため、相談の幅を広げることができる。

（2）教育に関する相談と助言 継2 公益目的支出事業

【内容】面談または電話・メール・Zoomなどにより教育に関する相談を教員等から受ける。

【意義】不登校の児童生徒の増加、日本語を母語としない児童生徒の増加は教育現場で対応を難しくしている。特に、日本語を母語としない児童生徒の教育については、20年も文科省より研究委嘱を受けた国際学級の実績と、その担任だった者による教員等への研修は高く評価され、今まで国や都府県および市区町の教育委員会・学校からの研修依頼だけでなく、文科省・国立教育研究所・文化庁で数々の委員を委嘱されてきた。

（3）研究とその成果の公開 継2 公益目的支出事業

【内容】以下のような形で研究を行い、保育や教育の指導法に関する研究成果を公開する。

【研究】①62年続けてきた当財団の各教室での指導法やカリキュラムを整理し、他の教育機関でも実践できるよう研究する。

②その研究成果をホームページなどで公開する。

③実験的に新たな教室を設置して、学校や社会で行われている教育に生かす方法の検証・分析を行う。

【意義】当財団が長年取り組んできた多くの教育の成果を、他の教育機関で活用してもらうことは、日本の教育に寄与するものと考えます。

【2】 逞しい体と心を育てる事業（他1）

【事業名】 ホースセラピー（小学生・中学生ほか）

【内容】 将来のコア事業とすべく、ホースセラピー実施のための準備を進める。

令和6年度までにホースセラピーを実施するための土地と建物を群馬県安中市に所得したが、建物賃貸事業と投資事業による収益見込みが立たないと大きな支出を伴う行程には進めない。本年度は人材捜しの予備的な調査を行う。

【意義】 乗馬という動作が持つ障がい者・児への身体的な刺激として好適であることをきっかけに始まったホースセラピーではあるが、大きくて温かく、「指導者」と異なり何も言わずに受け入れてくれる馬とのふれあいの癒やし効果についても近年、注目されているところである。

文科省によると令和5年度の小中学校における不登校の児童生徒数は約34.6万人で、前年度より約4.7万人（16%）も増えており、増加は11年連続となっている。このような状況の中、「生きづらさ」を抱えている子どもたちの居場所を提供し、心と体をケアし、自尊心を回復させることの意義は大きい。

2. 資産活用事業（他2）

（1）建物の有効活用

【事業名】 建物賃貸事業

【内容】 新宿区下落合にある屋上施設付きの4階建て校舎（延べ面積1700平米）の建物をリノベーションして賃貸することで得た収入を活用することで、当財団の公益性の高い事業を行う経費を賄うとともに、経済的な問題から進学を諦めざるを得ない青少年に対する援助を行う原資とする。

【意義】 当財団の公益性の高い活動を支える原資を創造するための方策として不可欠であり、さらに、収益を経済的困難から教育の道が狭まれた若者の支援に資することは、SDGsの「教育を通じて貧困をなくすための貢献」となり、意義深いことである。

(2) 現金の有効活用

【事業名】 投資事業

【内容】 建物賃貸事業と同様に、当財団の手持ち現金資金を国債等の安全性の高い債券に運用投資することで得た収入を活用することで、当財団の事業を行う経費を賄う資金の一部とする。

【意義】 当財団の活動を支える原資を創造するための方策として不可欠である。

3. 寄付

【事業名】 学校への特定寄付

【内容】 建物の賃貸で得られた収入の一部を学校法人に寄付をする。特定寄付は用途を寄付する側（当財団）で指定することはできないが、学生等の就学の援助に理解を示す学校法人を対象とすることで、「教育を通じて貧困をなくすための貢献（SDGsの目標1）」をする。現在、寄付先として学校法人日本女子大学を念頭に、私学事業団「受配者指定寄付」制度を利用して行うべく調整を進めている。なお、内閣府の認可により、特定寄付を当財団の新たな「公益目的支出事業」と位置づけたい。

【意義】 経済格差が二極分化していく現代において、経済的に恵まれない学生に教育を通じて将来の「可能性」を広げることは、現在の日本において喫緊の課題であり、その意義は極めて大きい。



HATANO FAMILY SCHOOL